

平成29年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年2月13日（火）午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）

3. 開 会 平成30年2月13日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 増岡美知子	3番 土山 秋吉
4番 中嶋 英徳	5番 松野 智子	6番 濱崎 伸二
7番 嶋田 正忠	8番 大淵 一弘	9番 島川 俊昭

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

10番 石井 博俊

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

9. 提 出 議 案

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

報告第21号 許可不要転用届について

議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農地法利用集積計画（案）の決定について

議案第56号 長洲町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

その他

事務局
それでは皆さん、御起立をお願いします。礼。着席。
それではただいまから、平成29年度第11回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長
初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。
改めましておはようございます。もう2月も半ばですけど、寒い日もう少し続くだろうと思います。しかし、もう目の前に春が来ておりますので、もうしばらくの間の辛抱かなというふうに思います。どうぞ体を大切に頑張っていたいただきたいというふうに思います。
今日は29年度第11回の定例会でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

事務局
それでは、本日は欠席の御報告をいたします。10番の石井委員より欠席届の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定数に達しております。総会が成立することの御報告をいたします。
それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行につきましては、濱北会長のほうをお願いをいたします。

濱北会長
それでは、早速議事に入ります。
本日の提出議案は、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第21号「許可不要転用届について」、議案第52号「農地法3条第1項の規定による許可申請について」、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第54号「農用法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第55号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第56号「長洲町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を議題といたします。
まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた2人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、2番増岡委員、3番土山委員です。よろしく願いをいたします。
それでは、議事に入ります。1ページです。
報告第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局
それでは、報告の第20号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。
受付番号29番です。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書の記載のとおりとなっております。
申請理由につきましては、契約内容変更を行うことによる合意解約届

となっております。

濱北会長 以上で、報告第20号の説明を終わります。

濱北会長 ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はありませんか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第20号はこれで終わります。次に議事を進めてまいります。2ページです。

事務局 報告第21号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、報告第21号でございます。許可不要転用届け出がございましたので、次のとおり報告をいたします。

事務局 受付番号3番です。

事務局 こちら、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書記載のとおりでございます。

事務局 申請理由につきましては、町が公共の用地として使用するための取得ということになっております。

事務局 申請地につきましては、次のページ以降に字図を載せております。申請地の最上段の記載にしておりますのが4ページ。こちらの4ページを見てください。4ページの位置図を載せておりますが、長洲駅の東側、踏切の南側となっております。黒く塗ってある部分ですね。こちらのほうになります。それ以降については、6ページに位置図を載せております。六栄小のほうから大野下に抜ける町道、赤崎公民館の近くになります。ちょっとわかりにくいですが、あのカーブのところですね。もう多分、ちょっと工事はやってるかと思えますけれども、こちらのほうの部分でございます。この二つですね。

濱北会長 以上で説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。事務局より説明がありました。この件について何か意見等はございませんか。

濱北会長 —ありません— の声有—

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第21号はこれで終わります。次に進みます。8ページです。

事務局 議案第52号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、濱崎委員が申請人であるため、長洲町農業委員会会議規則12条の規定に基づき、議事に参与できませんので、この席を外してください。

事務局 事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第52号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

事務局 受付番号10番でございます。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載

のとおりでございます。申請地は、こちらのほうの10ページをお開きください。マルエイの新長洲店の北側のほうになります。

申請理由につきましては、譲受人の農業経営拡大による賃借権の設定になります。

許可の要件について御説明をいたします。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農作業歴12年以上であり、経営面積5,354㎡を家族2人で農作業に従事されております。申請地には水稻の作付を行うことであり、今後も全ての農地を利用するというところでございました。

機械の所有状況でございますが、トラクターを1台所有し、田植機1台今後購入予定でございます。稲刈り、乾燥、もみすりは委託をされております。通作距離につきましては徒歩5分というところでございます。

地域との調和要件でございますけれども、申請地には水稻の作付を行うことであり、これまでも水稻の作付が行われておりました。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従い、作業を行うことということで、周囲への影響を及ぼすことはないというところでございました。

地域との役割分担の状況といたしましても、周辺農家と協力し、用水路の管理、防草作業など努めるというところでございました。

取得後の下限面積の要件につきましても、取得後は6,780㎡であり、下限面積5,000㎡を超えるということで、問題はないというふうに考えられます。

以上で、受付番号10番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を、担当委員の3番土山委員にお願いします。

土山委員

3番の土山です。道路はですね、この田より3mぐらい高い位置にあります。それで、11ページを見てもらいますとわかりますように、263-2、265-1、この境のところから下り、おり口をつくってあります。別に、良好な農地ですので、いいと思います。

なお、ここをやめた人は、もと梅田の人で玉名のほうに集積したいということです。

よろしく審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見をお願いします。

磯川推進委員

問題はないと思います。以上です。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号10番については、原案どおり決定をいたします。

濱北会長

次に進みます。12ページです。

議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第53号でございます。農地法第4条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号3番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書の記載のとおりでございます。

申請地は14ページをごらんください。こちらのほうになります。六栄小学校の東側の、長洲町の地域福祉センターの南側になります。今回の申請につきましては、もう既に事業が完了しておりますので、追認案件となります。

なお、農地転用の許可を受けずに建設していることに対しましては、始末書が添付をされております。

申請理由につきましては、貸家2棟でございます。昭和48年の7月に建設されており、現在も使用はされております。申請地の農地区分につきましては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道の区域でございます。申請地からおおむね500m以内に二つの教育施設、医療施設その他公共施設または公益的施設があるため、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、もう既に事業が完了しております。計画面積の妥当性につきましては、貸家2棟ございまして、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、既に事業が完了し、現在も使用中でございますので、特別問題はないというふうに判断をしております。雨水については道路側溝へ、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ接続済みでございます。

以上で、受付番号3番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員の9番島川委員にお願いをいたします。

島川委員

9番の島川です。ここは家建つとととですね。もう40年ぐらい前ですかね。あれで、今まで何も問題のなかったけん、審議お願いします。

濱北会長

担当推進委員の城戸委員に意見をお伺いします。

城戸推進委員

これももう逆になってるんですよ。大体宅地にしてから、家建てにゃいかんとぼってん。そいけん、もう借家が建つとるからですね。地目変更はもう問題ないと思います。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と担当委員、それから推進委員の説明がありましたとおり、この件について何か質問等はありませんか。

楠田推進委員
事務局

法律的にはどがんなつとですか。こういう場合は。法律を適用すれば。違反転用ということで、指導し、転用申請を行うこととなります。今回わかったのも、結果的に代がかわってですね、もうこの申請人がこちらにいらっやらないんですよ。といったときに、もうこっちで土地を持つとってという話で、いろんな話が出たみたいですよ。ただ、農地の場合はもちろん御存じのとおり売買できませんので。そしたら、気づけば、ここ宅地っていうか、建つとるけんですね。ちゃんと整理して、今後のその申請人の土地の活用をしたいというところでちゃんと1回整理。もしかすると、昭和40年なんて記録がないだけで、出しとらすかもしれんです。上の字図見てもらえれば、1戸だけ囲まれてて、上にも借家ありますしね。だけんが、もしかしたら出とるかもしれんし、ほんとうに出てないかもしれん。

楠田推進委員
事務局

これは40年前の農業委員会にはかかっとらんわけ？
わかりません。残ってなかった。これが、例えば売買とかで買いなはったっていうなら、もしかすると、何かのほうで買いなはつとるけんが、わかるんですよ。土地の登記簿謄本とか見れば。ただ、もともとここが御本人さんのなのでわからないんですよ。本人さんの土地なら。買えば登記簿謄本わかるでしょう。ここに許可が出てるはずなんですよ。自分が農業じゃない限りですよ。そういう何か家ば建てるとか、借家ば建てるとかの5条で売買をすれば、土地の登記簿謄本に前の所有者から買いましたという売買で登記簿謄本に載りますよね。そうすれば、もしかするとこの許可を得てる可能性というのは見えてくるんですけど、今回の件については全くわかりませんでした。本人の土地だったので、昔からが。

濱北会長

ほかに何か御意見ありませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

全員賛成です。ありがとうございました。受付番号3番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。16ページです。

議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第54号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号34番です。

こちらのほうは、申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。申請地は、18ページをごらんください。清里小学校の東側になります。

申請理由につきましては、宅地分譲に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしています。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年4月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、宅地分譲による造成のため、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成中、農業等への迷惑をかけないように実施するというところでございました。被害があれば、早急に対応するというところでございました。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流というふうになっております。

受付番号34番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員3番の土山委員にまたお願いします。

土山委員

3番の土山です。18ページに図面が載っています。清里の児童公園をずっと真っすぐ行けば、その目的地に着きます。ここは、先ほど話ありましたように第3種農地で、もうずっと既に周辺は家が建っています。それから、給排水施設も全部本管に接続するというので、何ら住宅建てる場合、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に御意見を伺います。

坂井推進委員

先ほど説明がありましたように、特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と担当推進委員、担当委員の説明がありました。この件について何か意見等はございますか。

ここは、私の大体地区ですけど、よくしかし、こういう道が狭かたですよね、ここまで行くとに。道が狭かつに、よくこんなとこに家のでけとんなくて、私はそが不思議に思います。ここは、清里の児童公園があるとは、ほんとう車は離合どまできません。車1台しか通りませんから。それを真っすぐ行って、一番先に今度この方が家をつくられておっ

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員

先ほどの向野のほうで話が出ましたが、もう既に畑の形に乾ノリ小屋が、もう今は使われてないんですけど、建っとなったっですよね。で、先ほどの件と同様に、やはり以前そのまま、おじいさんがされていたと思いますが、ノリをです。そのまま建てられて、そのままの状態になってたかな。ちょっと地図で見られると、わかるです。建物の建っとなつてでしょう、申請地に。ね。これが先ほどの件と同じで、もう以前建てられてたかなというところですね。それを全部壊されて、お孫さんが何か建てられるということで、そのおじいさんにとってのお孫さん、お父さんの名義はかわつとるですね。そういう形だったです。

で、出入り口が雑種地と畑で、そこは何も建っておりません。で、そういうところを見ると、まあ支障はないのかなと思っております。御審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局の説明とそれから担当委員、推進委員の説明がありました。この件について御意見等はございませんか。

増岡委員
事務局

平家建てでしょうか、2階建てでしょうか。

濱北会長

平家だと思います。

ほかに何かありませんか。

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号35番は、原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。次に進みます。

事務局

受付番号36番です。事務局より説明をお願いします。

受付番号36番でございます。

こちらの申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書記載のとおりとなっております。申請地につきましては、22ページをお開きください。こちら、日立造船の清源寮の西側になります。

申請理由につきましては、個人住宅及び事業用倉庫並びに駐車場建設による売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない諸集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの仮審査の終了のお知らせ及び親族からの借用額が事業費を超過しております。なお、貸付額につきましては、金融機関の残高証明書が貸付額を超過していることから、適当というふうに判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業

濱北会長

計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年4月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅及び事業用倉庫並びに駐車場建設ということであるため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、特にないということでございます。

その他、雨水は雨水ますへ集約し道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流となっております。

以上で、受付番号36番の説明を終わります。

中嶋委員

ありがとうございます。続きまして、補足説明を担当委員の4番中嶋委員にお願いいたします。

22ページをお開きをお願いいたします。図面に載っておりますとおり、リパークリーニングから東のほうに入っていくところの日立造船の独身寮のほんな上り坂の手前の右側です。現在、田になっておりますけれども、現在はもう盛り土されとりますんで、周りが水路関係があります。その手前はもう宅地で家が建ってますし、家を建てるについては別に何ら問題はないのかなという形で思っておりますが、周りがずっと水路がありますので。そして、水路よりも高くなっております。だから、その土砂が水路に落ちないような処理だけであればなという形で思っておりますので、よろしくお願ひしときたいと思います。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

中村推進委員

平原の中村です。一応水路も、今言われたように、下水もちゃんと入ってますので、いいと思います。ただ、あと内容は、ちょっと話聞いたんですけど、そこの仕事場での職業かな、それがちょっと問題があるんじゃないかと思ひます。そっちのほうは事務局のほうからちょっと説明できますか。ブリーダーの……。

事務局

一応、事業用倉庫ということで、事業が犬のブリーダーということで。だけん、小犬の成長とか、そういうのを実際この申請人の親が、今、大牟田でしてるそうです。それを大牟田の親がやめて、申請人がこちらでされるといふことでございます。今のところ、周りには家1軒しかありませんけど、一応、間に入ってもらってる行政書士とかにはもう伝えてあります。そこが、私たち農業委員会としても、それはタッチできる場所じゃないんですね。なので、周辺にはちゃんと説明はしとってくださいと。犬飼われるのはもちろん、どこの家もあられるとは思ひし、数はいろいろあると思ひんですけども、何匹になるかもわかりませんし、特にそこが店という話になれば、またそれで犬の鳴き声とか、騒音、またにおい等とかもあると思ひんで、そこは周辺の方には建てる前から説明等いろんなことではお願ひしますという形で伝えてあります。

中村推進委員

以上です。

ということで、私としては、別に反対することはございません。ただ、周辺の人とその業者さんとの関係だと思しますので、よろしくお願ひしときます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま3者の説明がございましたけど、この件について何か質問等はございませんか。

事務局

そこは何ですかね、犬を飼うてから生ませて……。

濱北会長

そうです。

楠田推進委員

何か意見ございませんか。

事務局

ここん道路は、下水は通つとらんとやなかですか。

楠田推進委員

下水は通っています。

事務局

通っておる。東のとも通つとつとですか。町んとの通つとつと。

楠田推進委員

町んとです。水道は通ってないです。

事務局

水道、あ、水道は通つとらん。

楠田推進委員

はい。

事務局

何、県道まで引かなんてことですか。

引くという話です。手前の家は井戸らしいです。今は入ってないので、日立とかは、北側の細い道路から引っ張ってます。裏です。東側の裏。ため池とかある、あっち側の道に入っているの、そっちからとっているみたいで、上下水管は。

楠田推進委員

地域住民に騒音、犬の鳴き声で話ばすると言われたでしょう。

事務局

はい。

楠田推進委員

そこで、地域住民との話が折り合わんじゃった場合、どうなると。

事務局

もうそこはお互いで解決してもらうしかないから。うちらとしては、農地転用という転用の話しかできないので。新聞によく載つとるでしょう、牛舎の。あれも結局、農業委員会の県のほうが許可したばってんが、地域住民が反対して、今どがんなつかわからんところですよ。

うちのほうとしては、その農地をどうするかというところのお話なので、その事業が云々です、それはおかしかりうと言え、あれなんですけど。ペットのブリーダーの、お店なんていっぱいあるもので、そこはもう事前に早目早目に、先生には伝えてるところです。

楠田推進委員

はい、わかりました。

中村推進委員

はい。結局、まだその人には言っていないですけどね。言ってよかですか。話の種に言うとはよかつでしょう。

事務局

まあ、家が建つごたつですよとかは、もしかすると境界立ち会いとかです、どのみち、その地主さんと、今度新しい申請人とは多分境界があるんで、多分何かしらの接点はあると思うんですけど、どのみち、工事する前とか、まずはその家工事で御迷惑かくつと思ひます。その辺の挨拶とかいろんなときに、もうちょこちょこ言つてくださいねとはお願ひはしてるところですけどね。

中村推進委員
事務局
中村推進委員
中嶋委員

でも、ほら、商売しかかってから苦情言ったとき……。
うーん、それはあると思います。だけん、早目早目にはまた……。
あんたたちが通したでしょうって言われたら、困る。

事務局

ええ、何かそこが一番引っかかるたいな。農業委員会が通したけん、建ててよかっちゃろもんと言われると、それは非常に何かつらかごたっ気もするもんね。やっぱりそこは……。極端に言うと、建てらす人に、ちゃんと隣の了解はもらいなったですかというだけでん、とつてもろうたほうがよかるう。その建つる前ですな。家ば

許可ば出すときに、その司法書士の先生にはもう必ず言うんですよ。周りとちゃんとしてくださいねって。後々建てられんごんなる可能性もあるけんが、周りの方とはちゃんと話をつけてくださいという話ばします。

濱北会長

その辺がやっぱり一番大事なと思うな。家ばつくったんなら、もうひとつの住民となるなら、簡単に引っ越しもできんけんな。

中嶋委員

ばってん、単純に家ば建てました。後からブリーダーになりますというとは、こっちはもうどがんもできんで……。

事務局

それと一緒になんですよ。結果的には。たまたま最初にわかってるんで、そんだけの話で。後から、たしか、今、中嶋委員が言われたように10年……。今お父さんが、先ほど言いましたけど、親がしてますって。今回たまたま一緒にするけんが、わかっていますけど、わからんで、10年後に持ってこられたら、またうちもわからんけんですな。はい。だけん、もうちょこちょこ、こっちは。済いません、さっき言ったように、一応メーンは転用で。なので、了承をとれっていう、必ず添付するものじゃないので、もうちょこちょこ言うと思ってくださいしか、今は言いようがないとこで、お互いめんでくださいねっていうところしかないです、近隣とはですな。

濱北会長
事務局

その辺は言うとかんと、やっぱり。勘違いされるとでけんけんな。
そうです、そうです。

濱北会長

ほかにありませんか。

—ありません の声有—

濱北会長

今の件については設計者とか、それから地主にその辺をよく話をして進めていきたいというふうに思います。なければ、賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号37番です。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、受付番号37番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議

案書の記載のとおりとなっております。申請地につきましては、24ページ、こちらのほうをお開きください。腹栄中学校の東のほうになります。申請地のほうですね。

申請理由につきましては、個人住宅の建設による売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地の区分内にある農地であるため、第1種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの仮審査の終了のお知らせが事業費を超過しており、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年3月15日着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設のため、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事をするのではなく、現状の地形のまま宅地として利用できるため、土砂の流出等はなく、周辺農地、道路への影響はないということでございました。

その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水は公共下水道へ放流となっております。

以上で、受付番号37番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、補足説明を担当委員の2番増岡委員にお願いします。

増岡委員

2番増岡でございます。地図をごらんください。今、説明されたとおり、道路との落差もなくフラットなところでございまして、奥のほうの、北側のほうに家を建てられるということで、何ら問題はないかと思えます。この土地は、去年11月ごろ、南側のこっちのほうを申請しているところで、住宅が建つのかなって思っております。ほかにはもう何ら問題ないと思い、御審議のほどお願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に補足説明をお願いします。

池上推進委員

この土地は以前から、かなり前からずっと畑といたしますか、あれは田んぼじゃなくて普通の畑というふうな……。でも、ほとんど野菜なんかもあれしてなくてですね、荒地みたいな格好になってましたんで、その手前のほうの、新築で建てて、2軒ぐらい建つのかな、ここは。周りもちょっと家が建ってますけど、ここに家を建てたからといって、ほかの家になんか文句が出るとかいう、そういうのはほぼないと思えますので、いいかと思えます。よろしく申し上げます。

濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局の説明と担当委員、それから推進委員の説明がありました。この件について何か御意見等ございませんか。</p> <p>－ありません の声有－</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の挙手をお願いします。</p> <p>－賛成者挙手－</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号37番は、原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、受付番号38番です。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号38番になります。</p> <p>こちらの申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地につきましては、26ページをお開きください。これはビジネスホテルうめざきですね。ビジネスインうめざきの西側になります。</p> <p>申請理由につきましては、太陽光発電の施設及び専用道路の建設による所有権移転となっております。なお、申請の間には池沼の土地もございますが、こちらのほうも太陽光の施設の建設予定となっております。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。</p> <p>資力及び信用力につきましては、金融機関の融資予定証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年3月15日着工予定ということで、適当と判断をしております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設及び専用道路の建設のため適当と判断をしております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、伐採、草刈りを行い、現状の地形を生かし、造成工事することなく利用できるということと、間に池沼はくぼ地なので、地盤の高さまで埋め立てをし、土砂が周りにこぼれないように注意するということとございました。</p> <p>その他、新たな排水はないということとございます。</p> <p>以上で、受付番号38番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、補足説明を6番の濱崎委員にお願いをいたします。</p>
濱崎委員	<p>6番の濱崎です。場所は、ビジネスホテルうめざきの近くになります。現在、放棄地っぽくなってるのもあって、太陽光にしたほうが、まだ農地の活用というか、土地の活用にはいいのかなとは思いますが、2カ所の間、木が生い茂っているので、そこもきれいになればいいと思うんで</p>

事務局
濱崎委員
濱北会長
磯川推進委員

すけど、そこは太陽光は建たんですよ。

建たんです。

太陽光にする場所は問題はないかと思います。

続きまして、磯川推進委員に御意見を伺います。

ここは、大明神区の田畑にしては少し小高くなっとなつてですよ。それはおやじあたりからちょっと話聞くと、もともと塩田で、塩田の塩釜があったところということで、小高くなっとなつてです。で、私どもも知っとるばってん、前は畑で、もう唐芋畑やっとなつてすたいね、ここは。で、もう唐芋もつくらんごんなって、荒れてしもうたという状況で、ここをこう見ると、農道がずっと南に続いとるですよ。しかし、先がもう行かれんごんなつとる、荒れてしもうて。もう農道自体が使いよらんですもん。もう荒れてしもうてから、通りよらんです。

で、結局、購入さるつとです。これは、ここを買わんことには道がなかっすたいね。この農道からの道が、結局。それと池沼は、おやじさんの土地やけんが、ここも開発されるということで、もう先のほうの畑が、もうこの農地にも通じとらんでしょう。で、コの字ちゅうか、こういう形で開発されるという状況です。この辺がもう昔から何十年も畑、ま少しですよ、畑はつくいよらすばってんですよ、近くの方が。そのぐらいで、あとはもう荒れてしもうとつです。で、そこはある程度もう開発したほうが、この地区がすっきりするんじゃないかとちょっと考えております。審議のほう、よろしく願います。

濱北会長

ありがとうございます。今説明がございましたが、この件について何か御意見等はございませんか。なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号38番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号39番です。事務局より説明を求めます。

事務局

受付番号39番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書記載のとおりでございます。

申請地につきましては、28ページ、こちらをごらんください。長洲駅の西側になります。

申請理由につきましては、集合住宅の建設による所有権移転というふうになっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域でございますので、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、ハウスメーカーからの貸付証明書が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。なお、貸付額については、金融機関の残高証明書が貸付額を超過しております。

	<p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年3月5日着工予定ということで、適当と判断をしております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、集合住宅建設のため、適当と判断をしております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事はなく、また周辺に農地はないため、特にないということでございました。</p> <p>その他、雨水は道路側溝へ、生活雑排水及び汚水につきましては下水道に放流となっております。</p> <p>以上で、受付番号39番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。事務局の説明がありました。補足説明を担当委員の3番土山委員にお願いします。</p>
土山委員	<p>3番の土山です。道路と、この今度建つ予定の宅地は同じ高さで、何もありません。8軒分ぐらい建つとかな。</p>
事務局	<p>はい。</p>
土山委員	<p>一応ですね。そんな感じですけど、よろしくお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。</p>
坂井推進委員	<p>現状地ですが、たまたまその北部を自分のほうは耕作しております。その関係上よく見ているんですが、土地はもう既にフラットな状態で、畑として、もともと畑になっていること自体を自分は知りませんでした。もう既に宅地かなんかだと思っていました。ですので、すぐ工事等に入れるかと思えます。特に問題はないと思えますので、審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局と担当委員、それから推進委員の補足説明がありました。この件について何か質問等はないですか。</p>
濱北会長	<p>何も意見ないので、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>－賛成者挙手－</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、県知事に意見を送付いたします。次に進みます。31ページです。</p>
	<p>議案第55号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>それでは、議案第55号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。</p> <p>今回の申請につきましては、31ページ、こちらのほうが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括表になります。</p> <p>次に、32ページ。今回の借り手の方の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定の面積を合わせまして、今後の経営面積というふうになり</p>

ます。

詳細につきましては、33ページ、こちらが詳細の表です。賃借権が3件、3筆、7,617㎡です。次のページが34ページでございますが、使用貸借権1件ですね。こちらのほうが3筆、1,189㎡となっております。

以上で議案第55号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたけど、この件について、何か質疑、質問等はないですか。

—ありません の声有—

濱北会長 なければ、賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第55号も原案どおり決定をいたします。続きまして、35ページです。最後です。

議案第56号「長洲町農業委員会「農地等利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第56号でございます。農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく長洲町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定するため審議する必要がありますので、提出するものでございます。

農業委員会等に関する法律第7条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めるように努めなければならないとなっております。詳細につきましては、第1基本的な考え方、第2具体的な目標と推進方法に分かれております。目標と推進方法については、遊休農地の解消目標や集積目標、担い手の確保目標を挙げており、現状の数値につきましては、農業委員会事務の実施状況等の数値を用いております。3年ごとの目標については、これまでの実績を踏まえております。

長洲町農業委員会の今後の目標として、遊休農地の発生防止、解消、農地の集積、新規参入の促進の目標になります。そのための促進方法としましては、関係機関との連携、利用状況調査及び意向調査後の調整と活用、非農地の判断の推進となっております。また、指針の作成にあつては、農地利用最適化推進委員の意見を聞くことになっておりますので、推進委員の皆様の御意見を伺い、御審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について推進委員の皆さんの御意見を伺います。何か質問、御意見等はありませんか。何か質問、御意見はありませんか。

楠田推進委員 この遊休農地の発生防止、解消についてとありますね。これ、もう遊休農地というのは、もう耕作ばしきらんごてなったけんが、耕作ば諦め

て、2年、3年なって、もう草ぼうぼうになっと思って思うとですよ。で、もう自分が今までしよったばってんが、もうちょっと、もう百姓はやめたになっけんですね。この防止についても、「もうちっとせんかい」て言うても、「ああ、もう俺はでけんばい」と言わすかもしれんとですよ。結局、こういう場合はどういうふうにしていったらよかったですかね。遊休農地ば、増やさんとがよかつばってん……。

中嶋委員 根本的には隣に土地のあるとなら、隣の人がつくつとが一番ですたいね。

楠田推進委員 それは水田なら、そっでよかばってんですね。畑とかなんとかの場合は。

中嶋委員 畑でん変わらんですよ、もう。小作料なしで。小作料はなしで。逆に、はっきり言うと、逆に畑なら、もう補助金対象外だけんですね。国からの補助金とかがなかでしようが、荒らさんごてしてもらうとが普通かなとは思うばってんですね。

濱北会長
中嶋委員 そがん、そがん。
もう荒らしてもらうと今度は、そこがもしも何かあったときに、そこばきれいにするでちゃ逆にお金のかかるですもんね。だけんが、水田ならば、もう小作料なしででん、畦ぼうっくやしてでん広うしてもろうて、1枚にしてつくるのが一つの手だろうばってん、畑でもやはり隣に農地のなかとこだったら、もう誰も来る者はおらんけんが、非常に難しかろうと思ふばってんが、隣に農地のあつとならば、やっぱり隣の人にまずは声をかけるですよ。それと、もうその人が土地を持つとらす。ほかには持つとつとばってん、今まで野菜ばつくいよったばってん、もうつくられんごんなったというなら、まずはほかんところば貸しとる人、例えば、3枚持つとるうちの2枚ば、その人に貸しとるばってん、そこはまだ貸しとらんで。そん人にまず、あそこは貸しとるけん、ここもつくってくれとお願いして、そっででん、でけんときは、その先ですよ。

楠田推進委員 遊休農地というとは辺鄙なことか、面積の狭かところが大体なりようごて感じのするですもんね。広かとならば、水田の場合はもういっばいつくいよなる人が、よかたいていうふうになるばってんですね。

中嶋委員 まずは機械の行くか行かんかですたいね。(笑声) 機械の行くならつくられんことはなかりうては思うとですよ。機械の行かんところはどがんしたっちゃ、もうどがんもでけん。(笑声)

濱北会長
楠田推進委員 それはもうつくる者がまずおらん。
話ばしたばってんですね、水のほう、バチカンで上げんなんところは、ああ、もう嫌ばいになったんですよ。

中嶋委員 何、ほかんところ？

楠田推進委員 ほかんところも……。

中嶋委員 持つとつて、そこを……。

楠田推進委員 は、別な人につくり……。

中嶋委員
楠田推進委員
中嶋委員
島川委員
中嶋委員

ええ、だけん、そんならば、そんな人につくってもらわんこつには、全然方向が違うとですよ。方向は違うたっちゃ、そんな人につくらせんならね。責任持って借らんと。

楠田推進委員
中嶋委員
楠田推進委員
中嶋委員

ええ。逆に言うと、今借とつ者ば違う者にかえてでんね。極端に言うと、Aさんに貸して、Aさんにそこが「つくってくれ」と言うて、「つくらん」と言うなら、今度はBさんに全部ば貸さな。よかとこだけつくって、ゆうなかとこはつくらんというのは虫のよすぎるもん。(笑声)

それで面積も狭かつですよ。

いや狭かったっちゃ、それはね。

もう面積の問題じゃなかもん。

そこ……、面積もあつたい。それは人間問題だ。だけん、よかとこだけ、違う者がつくってですたい、悪かところはな、違う者につくれというとはな……。

楠田推進委員
中嶋委員

最初はですね、自分でしよんなはつたつですよ。ぼちぼち。ばつてん、もうちょっと高齢になってですね。ちょっともうできらっさんけんね。

だけん、ほかんところば貸しとんなはつなら、そこん者に言うのが筋ですよ。

楠田推進委員
中嶋委員
事務局
楠田推進委員

じゃなかと、みんな別の人に貸すと。

そうそう。

でけんならですね。

もう3年ぐらいなるけんですね。もうそろそろ手入れんと、部落ももう……。何か木が出てくっけんですね。今ならまだ刈ってから、どうにか、ふとかとですするなら。

中嶋委員

ただ、何つくらんたっちゃよかけん、すいてでんくれれていう、その貸しとる者にね。その人は機械を持とらすはずだろけん。借りとる人は、1年にね、何回かは荒れんごてしいてくれろぐらいの願いはして、してもらわんと、ほかん者なつくらんばいた。

楠田推進委員
濱北会長

はい、わかりました。

まず、そういう土地ば持とんなる人に、まず話にまず行くことでしょうね。

中嶋委員

やっぱりよかとこだけ借りて、ゆうなかところば借らんちゅうとは虫のよしすぎって、俺は思う。だけんが、借るなら、そんな家の人のとは全部借るとが普通だ。で、貸す人も、そこは考えて貸さんと。おどんに言わせると、そがん思う。そんなら、どがん悪かところでん借って。

島川委員
中嶋委員

ちょっと離れとつてもな。

うん、そうですよ。で、あとはその大型の方が、大型の借る者が、あんたげはこつちとこつちだつたけん、おいげがこつちだけんて、そこでまた入れかえもできるもんで。

濱北会長

集積してね。

中嶋委員
濱北会長
増岡委員
濱北会長

うん。
今日はよか話の出よんな。
うーん、そうやんね。

今一番心配されとつとがですね、地元だけじゃなくて全国的に5年後、10年後の農業はどうなるかというところ、そこが一番問題なんですね。だけんが、放棄地の場合はもうどうしよんなかかもしれんですけど、遊休地ば、もう増やさんごとせなんですね。

濱北会長

ほかに何かありませんか、意見は。

濱北会長

－ありません の声有－

なければ56号はこれで終わります。全員賛成でよろしゅうございますか。

濱北会長

－賛成者挙手－

ありがとうございました。これで本日の提出議案は全て終了いたしました。何か別の件で委員から御意見、何かないですか。

濱北会長

－ありません の声有－

なければ、事務局より事務連絡のほうを。

(その他事務局説明)

1. 農業委員会全体研修会について
2. 全国農業新聞について
3. 活動記録について
4. 3月の定例会について
5. 農業委員及び農地利用最適化推進委員バッチについて

濱北会長

それでは、ほかにもないようですので、これをもちまして平成29年度第11回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前11時30分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印
